

太田市龍舞町2743番地2
学校法人エスコーラ・パラレロ
設立代表者 石井ジョアナファスチノ

平成25年11月20日付けで申請のありました準学校法人の寄附行為認可申請については、私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第5項において準用する同法第31条の規定により、認可します。

平成25年12月17日

群馬県知事 大澤 正 明



- 〔添付書類〕（併せて提出）
- 1 寄附行為
 - 2 設立趣意書
 - 3 学校法人設立要項
 - 4 設立者の名簿、経歴書
 - 5 役員（の就任予定者名簿、就任承諾書、履歴書及び誓約書（役員が学校教育法第9条各号に該当しない者であることと誓約する書面）
 - 6 役員に関する設立代表者の同意書
 - 7 設立発起人会決議録（写）
 - 8 設立代表者権限説明書
（決議録中に設立代表者の選任及び当該代表者に権限を付与する決議が示されている場合は、省略可）
 - 9 創立費（学校施設経費及び財産調査調査）
 - 10 寄附申込書等
 - 11 生徒納付金調書
 - 12 財産目録
 - 13 負債償還計画書
 - 14 設立後3年の事業計画及び収支予算書
 - 15 不動産その他重要財産に係る権利所屬証明書
（登記事項証明書、契約書（写）、銀行等残高証明書等）
 - 16 不動産その他の主たる財産の価額評価書
（不動産鑑定評価書、売買契約書（写）、工事請負契約書（写）等）
 - 17 学校法人の設置する学校の学則
 - 18 学校の案内図
 - 19 校地校舎等の位置図、配置図及び平面図
 - 20 その他必要と認められる書類

(注1) 添付書類の作成様式は県にご相談ください。
 (注2) 添付書類の9～20については、学校設置認可申請書と重複するものについては省略可とします（学校設置認可申請書に添付し記載しておく。）
 ただし、重複しないものもあるので注意すること。